

令和6年度茨城県優良図書推薦の際の留意事項

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課

茨城県の優良図書推奨につきましては、毎年、数多くの推薦をいただきありがとうございます。推奨した図書については、ポスター等を作成して県内の全幼稚園・保育園・小中学校・高等学校へ配付するほか、県のホームページでの情報の提供、県立図書館に特設コーナーを設け、閲覧・貸し出しを行うなど、青少年の読書活動推進のために役立てております。

優良図書の推奨にあたりましては、事前審査会において審査をした上で、県青少年健全育成審議会に諮り決定しますが、審査員から下記のような意見が出されておりますので、図書推薦の際の留意事項として御参照ください。

記

- 1 芥川龍之介や夏目漱石の作品などの、いわゆる「名作」については、既に社会的評価が定まり、良書として一般的に認識されているため、改めて推奨する必要はない。
- 2 話の内容がその1冊で完結していない、いわゆる「続きもの」は、前作を讀んでいなくては内容が理解できないなどの問題がある。また、それぞれ発行の時期が変わってくるため、現在の審査方法において推奨は難しい。
- 3 新しく発表された作品を推奨していきたいので、今年推奨対象図書の初版発行時期は、原則として令和5年4月1日以降令和6年3月31日までのものとする。
- 4 過去に出版された図書の新装改訂版については、審査の対象から除外する。

※ 推薦の際には、次のように年齢区分を行ってください。
(ただし、審査の過程で区分を変更する場合があります。)

- (1) A 幼児の部
- (2) B 小学生の部
小学生の部は、さらに次のように細分してください。
B 低学年向け(1年生、2年生)
C 中学年向け(3年生、4年生)
D 高学年向け(5年生、6年生)
- (3) E 中学生の部
- (4) F 高校生・勤労青少年の部

【参考1】 推奨対象外となる図書

良書であっても、次の図書は推奨から除外します。

- (1) 内容が、特定の政党政派を支持し、その宣伝を意図しているもの。
- (2) 内容が、特定の宗教宗派を支持し、その宣伝を意図しているもの。
- (3) 内容が、特定の商社、製品等の利益のための宣伝を意図しているもの。
- (4) 内容が、辞書、辞典及び手引き等に類するもので、もっぱら常識、学習等の座右書的なもの。
- (5) 図書が絶版等の理由により容易に入手し難いもの。
- (6) 図書が高価なため、青少年が入手し難いもの。

【参考2】 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（抜粋）

（優良興行及び優良図書等の推奨）

第12条 知事は、興行又は図書等の内容が、青少年の健全な育成のために特に有益であると認めるときは、これを優良興行又は優良図書等として推奨することができる。

（一般からの申出）

第42条 何人も、第12条の規定による推奨、第15条第1項、第16条第1項若しくは第18条第1項の規定による指定若しくは第15条第4項の規定による指定の取消し又は第29条の規定による命令をすることが適当であると認めるときは、その旨を、規則で定めるところにより、知事に申し出ることができる。